

仕様書

1. 業務名称

芸術文化の薫るまちづくり事業「第 19 回城東区吹奏楽フェスティバル」の開催における
舞台運営業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

3. 履行場所

城東スギタクレストホール（以下、「区民センターホール」という。）
大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号（城東区複合施設 2 階 城東区民センター）

4. 業務の概要

本業務は、令和 8 年 3 月 21 日（土）に区民センターホールにおいて開催予定の「第 19 回城東区吹奏楽フェスティバル」実施に際し、当区民センターホール舞台設備を用いた演出計画の策定及び当日の操作等の技術的役務を供するなど、下記①～④の業務を行い当該事業の円滑な進行に資するものとする。

5. 業務内容

①企画内容へのアドバイス等

（担当者会議への出席※基本 1 回・ただし受注者が必要と認める場合はこの限りではない。）

②出演校へ演奏内容・スケジュール等最終確認（出演順・リハーサルの基本調整は区で完了予定） （詳細は別紙 1 参照）

③当日運営進行表の作成及び出演校への周知

④進行・演出【前日会場設営（客席座席設置・舞台設営）・当日舞台運営（舞台運営・音響・照明等技術提供・出演者への指示・誘導）会場撤収（客席座席・舞台撤収）】※司会者への照明はピンスポットライトを使用すること。

6. 城東区民センター対象舞台設備概要

別紙 2 のとおり

7. 業務の管理

- （1）受注者は、本仕様書に基づき業務履行計画、実施体制、安全対策等の管理体制について策定し、本市に説明のうえ承諾を得ること。
- （2）受注者は、業務現場の内外を問わず、人命、財産に危害を及ぼさないよう細心の注意を払うとともに、必要な安全対策を講じ、適正に管理すること。
- （3）受注者は、業務の履行に際して大阪市区役所附設会館条例及び規則を順守すること。

8. 業務責任者

受注者は業務従事者より 1 名業務責任者を選任のうえ、次の業務を行わせること。

ア 業務内容を熟知のうえ、業務従事者を指揮・監督し、必要な指導を行い、迅速かつ円滑な業務の推進を図ること。

イ 委託業務に関連する事項について本市と協議し、その指示に従い、本市担当者と

の連絡調整を図ること。

9. 業務従事者

業務従事者については、下記の条件を満たすものであること。

- (1) 委託業務を履行するために必要かつ十分な知識・技能を有する者であること。
- (2) 委託業務履行にあたり、守秘義務の重要性を十分理解し、履行時に知り得た事項を他に漏らさないなど個人情報保護を遵守できる者であること。

10. 備品の貸与等

- (1) 本市は、委託業務の履行に必要な備品・機器について、本市が認めた範囲で、受注者に貸与または給付するものとする。
- (2) 貸与された備品については、委託業務以外の使用及び業務履行場所以外への持ち出しは禁止する。

11. 秘密の保持

受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また契約期間満了後、又は解除後においても同様とする。

12. 鍵の管理

- (1) 業務の実施にあたり、受注者が指定管理者より借り受けた鍵を紛失した場合は、指定管理者に確認の上、受注者の負担により錠の交換を行う。
- (2) 受注者は鍵をいかなる場合も複製してはならない。
- (3) 受注者は本市に無断で受託業務以外の目的に鍵を使用してはならない。

13. 業務報告等

- (1) 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、本市に業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 本市は、円滑な業務の履行に反する事実があった場合は、受注者に対して調査及び報告書を提出させ、改善を求めることができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

14. 経費の負担

本業務にかかる人件費及び使用する用具等の一切は、受注者の負担とする。

ただし、地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病（新型コロナウイルス感染症を含む）等により、開催の延期・中止・縮小する場合は、本市と受注者で協議のうえ、契約期間もしくは委託料を変更する契約変更を行う。

なお、契約変更の結果、経費の精算が必要である場合は、係る費用を支払うものとする。

15. 特記事項

- (1) 舞台設備については高度な演出が可能な反面、重大事故のインシデントを含むことから、施設指定管理者により別紙3のとおり注意事項が定められている。受注者は本注意事項について、疑義があれば応札前に「16. 施設指定管理者」に質すなどよく理解し、遵守のうえ本業務に臨むこと。本注意事項を遵守するための諸経費（舞台設備管理者の手配またはイベント損害保険加入料など）については受注者の負担とする。また、受注者は業務中に

生じた事故について、一切の責任を負うものとし、万一、会場等に損害を与えたときは、その損害を負うものとする。なお、舞台設備の操作にあたり本市所定の誓約書を提出すること。

- (2) 受注者は、当日の進行等について、本市及び指定管理者と十分な打合せを行い、指示にしたがうこと。また、指定管理者が必要と認めた場合は指定管理者による立ち合いを承諾すること。
- (3) 業務履行中に生じた本市仕様書に記載のない疑義が生じた際は、都度本市と協議を行うこと。
- (4) 受注者は、施設内の駐車場を利用する際は一般車両と同様に有料となる。

(参考) 有料駐車場 (1 階・屋根あり) 車高制限 : 3.2m

料金詳細 : 最初の 60 分まで 300 円 / 以降 30 分毎 200 円

- (5) 本イベントを中止すると判断した場合の対応について、城東区民センターが開館しており、区民センターホールが通常通り使用できる状況にも関わらず、災害発生等により発注者が開催を中止すると判断し、その旨受注者に連絡した場合は、発注者と受注者の双方協議のうえ委託料を支払うものとする。

1 6 . 施設指定管理者

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

電話 : 0 6 - 6 9 3 2 - 2 0 0 0

1 7 . 事業担当

大阪市城東区役所市民協働課 (市民活動支援グループ) (担当者 : 森・青堅)

大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号 (城東区役所 3 階 35 番窓口)

電 話 : 0 6 - 6 9 3 0 - 9 7 4 3

F A X : 0 5 0 - 3 5 3 5 - 8 6 8 5

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

個人情報等の保護に関する特記仕様書

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

- 第1条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）の趣旨を踏まえ、本書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報等の管理義務)

- 第2条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。
- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。

(秘密の保持)

- 第3条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、業務を行う上で得られた設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(目的外使用の禁止)

- 第4条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

- 第5条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

- 第6条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者から書面による同意を得た場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第2条を準用する。

(事故等の報告義務)

第7条 受注者の管理する個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかにその事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。

- 2 第1項の事故により、以降の事務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(事実の公表)

第9条 発注者は、受注者が保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。